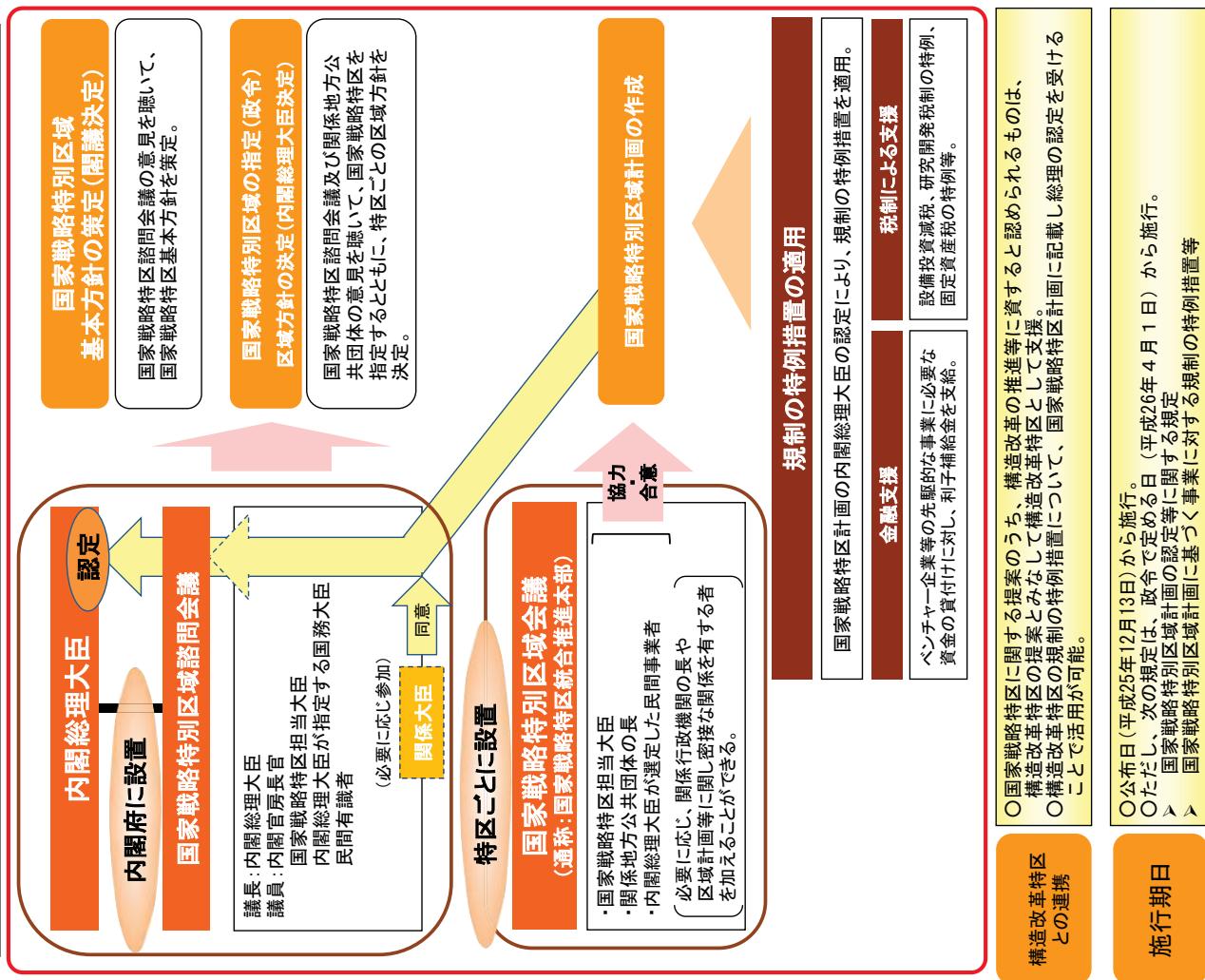


国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する事項を定める。



経営所得安定対策

【395,281（466,849）百万円】

対策のポイント

経営所得安定対策(旧：戸別所得補償)については、産業政策の観点から見直しを行い、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止する一方、畠作物の直接支払交付金（ゲタ）及び米・畠作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）を引き続き実施します。

<背景/課題>

- これまでに、我が国における担い手の農地利用は全農地の5割となっていますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大が進む中で、構造改革をさらに加速化させていくことが必要です。
- 経営所得安定対策（旧：戸別所得補償制度）については、産業政策の観点から見直しを実施し、構造改革にそぐわないなど政策的な課題のあった米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止することとしました。
- また、畠作物の直接支払交付金（ゲタ）及び米・畠作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、引き続き実施します。

政策目標

- 米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

- 畠作物の直接支払交付金（ゲタ） [所要額] 209, 268 (212, 319) 百万円
諸外国との生産条件の格差による不利がある畠作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付します。

(1) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

※ 27年産からは、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象とします（いずれも規模要件は課しません）。

(2) 対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

(3) 交付単価

① 数量払

全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

また、麦・大豆等の畠作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

[平成26年度予算の概要]

<小麦の品質区分と交付単価> (円／60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,410	5,910	5,760	5,700	5,250	4,750	4,600	4,540

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

<大麦・はだか麦の品質区分と交付単価> (円／単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg)	5,190	4,770	4,650	4,600	4,330	3,910	3,780	3,730
六条大麦 (50kg)	5,860	5,440	5,310	5,260	4,830	4,410	4,290	4,240
はだか麦 (60kg)	7,650	7,150	7,000	6,910	6,080	5,580	5,430	5,350

<大豆の品質区分と交付単価> (円／60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	12,520円	11,830円	11,150円
特定加工用大豆		10,470円	

特定加工用：豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

<てん菜の品質区分と交付単価> (円／t)

品質区分 (糖度)	(▲0.1度ごと)	16.3度	(+0.1度ごと)
てん菜	▲62円	7,260円	+62円

<でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価> (円／t)

品質区分 (でん粉含有率)	(▲0.1%ごと)	19.5%	(+0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	▲64円	12,840円	+64円

<そばの品質区分と交付単価> (円／45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	規格外
そば	14,700円	13,990円	13,190円	9,980円

※ 27年産からは、規格外について支援の対象から除外します。

<なたねの品質区分と交付単価> (円／60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	9,850円	9,110円

<参考：平均交付単価>

小麦	6,320円／60kg	てん菜	7,260円／t
二条大麦	5,130円／50kg	でん粉原料用ばれいしょ	12,840円／t
六条大麦	5,490円／50kg	そば	13,030円／45kg
はだか麦	7,380円／60kg	なたね	9,640円／60kg
大豆	11,660円／60kg		

[平成26年度予算の概要]

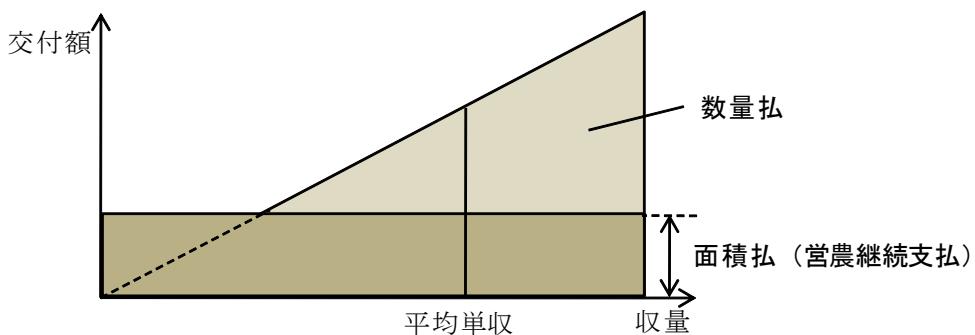
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価	:	20,000円	/	10a	(そばについては、13,000円	/	10a)
------	---	---------	---	-----	------------------	---	------

※ 面積払は、前年産の生産面積に基づいて支払います。前年産の生産面積のない者は数量払による支払いとなります。

○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

【所要額】 75,136 (72,443) 百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの25年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填します。

(1) 交付対象者

認定農業者又は一定の要件を満たす集落営農のうち、一定の規模以上の者が対象です。

規模要件については、

- ・認定農業者 4ha (北海道は10ha) 以上
- ・集落営農 20ha以上

が原則ですが、市町村特認により規模要件を満たせなくとも本対策に加入することができます。

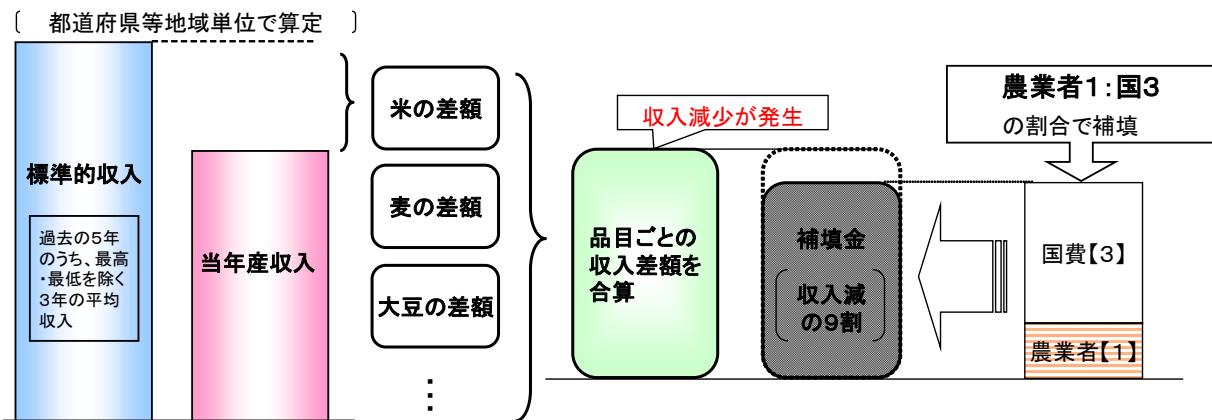
※1 26年産に限り、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、ナラシ対策に加入していない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合には、国費分相当の5割を交付します（農業者の拠出は求めません）。

※2 27年産からは、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象とします（いずれも規模要件は課しません）。

(2) 交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍が上限です。

[平成26年度予算の概要]



※ 米については、米価変動補填交付金(25年産)との重複を避けるための調整措置を行います。

3. 経過措置

(1) 米の直接支払交付金

80,625 (161,250) 百万円

(激変緩和のための経過措置として、26年産から29年産までの時限措置として実施します。)

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して交付金を直接交付します。

① 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

② 交付単価

10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価	:	7,500円	/	10a
------	---	--------	---	-----

(2) 米価変動補填交付金(25年産)

20,000 (8,400) 百万円

(26年産から廃止します。)

25年度に米の直接支払交付金の交付を受けた「販売農家」、「集落営農」に対して、「25年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

(25年産の販売価格は、出回りから26年3月までの全国平均の相対取引価格を使用します。)

4. 直接支払推進事業等

10,251 (12,437) 百万円

システム運営など直接支払の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します(10,251百万円の中には、再生利用交付金1,000百万円(26年度限り)及び予備費100百万円を含んでいます。)。

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-3502-5601(直))]

人・農地問題解決加速化支援事業

【1,188（1,109）百万円】

対策のポイント

人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを進め、担い手への農地の集積・集約化が円滑に進むようにします。

<背景／課題>

- ・高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が多数存在している中で、「人・農地プラン」についての継続的な話し合いと見直しにより、担い手への農地集積・集約化や新規就農・経営継承、農業法人・集落営農の育成を促し、農業の体質強化を図ることが重要です。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大

<主な内容>

1. 人・農地プランの見直し支援等 261百万円

市町村等が、担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した人・農地プランの継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。
※ 人・農地プランの検討会のメンバーの概ね3割以上は女性とします。

2. 地域連携推進員の活動支援 487百万円

人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導等を効率的・効果的に進められるよう、普及員のOB、リタイヤした高齢農業者等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

3. 農業経営の法人化等の支援 440百万円

集落営農の組織化・法人化及び複数個別経営の法人化等の取組を支援します。

（
　　補助率：定額
　　事業実施主体：都道府県、市町村等）

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 （03-6744-2143）]

1 農地中間管理機構（農地集積バンク）による農地の集積・集約化 [新規]

【30,450（一）百万円】
(25年度補正予算との合計 70,475百万円)

対策のポイント

農地中間受け皿となる農地中間管理機構の整備と当該機構による担い手への農地集積と集約化の加速化を支援します。

<背景／課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、先の臨時国会において成立した「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく農地中間管理機構を整備し、担い手への農地集積に取り組む必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地中間管理機構事業 17,660百万円
(25年度補正予算との合計 31,381百万円)

農地中間管理機構を設立し、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費（農地賃料、保全管理費等）及び事業推進費を支援します。

2. 機構集積協力金交付事業 10,009百万円
(25年度補正予算との合計 25,313百万円)

農地中間管理機構に対し、①まとめた農地を貸し付けた地域、②農地を貸付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。

3. 農地情報公開システム整備事業 (25年度補正予算 11,000百万円)
農業委員会が作成する農地台帳の電算化を支援するとともに、一元的な電子マップシステムの整備・活用を支援します。

4. 機構集積支援事業 2,782百万円
遊休農地の所有者の利用意向調査等を支援します。

補助率：定額（1の農地中間管理機構の事業費については定率補助と農地集積奨励金の2本立てで、実質的な国庫負担は機構の貸付率（機構の貸付面積/借受面積）によって変動し、95%～70%）等
事業実施主体：都道府県（基金造成）、民間団体、農業委員会等

(関連対策)

(農業農村整備事業で実施)

① 農地の大区画化等の推進 106,425百万円

(25年度補正予算との合計 151,425百万円)

農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を推進します。

② 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 [所要額] 1,940百万円

(25年度補正予算との合計 2,140百万円)

荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組を支援します。

お問い合わせ先 :

1, 2 の事業	経営局農地政策課 (03-6744-2151)
3, 4 の事業	経営局農地政策課 (03-6744-2153)
関連対策①の事業	農振興局農地資源課 (03-6744-2208)
②の事業	農振興局農村計画課 (03-6744-2442)

農地中間管理機構関連予算の概要

【予算額：305億円】
(25年度補正との合計705億円)

機構への農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金) [253億円]

《全額国庫補助》

- (1) 地域に対する支援 (140億円)
機構にまとまった農地を貸し付ける
地域に対する支援
(地域集積協力金)

・地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じ、地域に交付金を交付

(2) 個々の出し手に対する支援

- ① 経営転換・リタイアする場合の支援
(経営転換協力金) (65億円)
- ② 農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)
(45億円)

農地中間管理機構の業務に対する支援 (農地中間管理機構事業) [314億円]

《全額国庫補助》

- (1) 事務費
機構の運営・業務委託に必要な経費
〔定額補助〕

- (2) 事業費
① 農地の賃料
② 農地の管理・保全に要する経費 (土地改良の負担金を含む)

- ・定率補助と農地集積奨励金の2本立て
- ・農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、賃付率 (機構の賃付面積／機構の借受面積) に応じて段階的に増加するスキーム
- ・実質的な国庫負担は、最大で90% (当初3年間(は95%))

(3) その他〔資金の借り入れに対する利子補給〕

- ① 簡易整備費等
② 農地の買入に係る経費

農地集積・集約化の基礎業務への支援 《全額国庫補助》

- (1) 農地台帳電子地図システムの整備・公表 (110億円)
- (2) 耕作放棄地所有者への意思確認等 (28億円)

農業法人投資育成事業

【25年度補正予算 2,000百万円】

対策のポイント

農業法人に対する出資等による支援措置を拡充し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

- ・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、今後10年間で農業法人の経営体数を2010年（約12,500法人）比で約4倍の5万法人にするとされているところです。この実現のためには、農業法人が規模の拡大や経営の多角化など、成長に向けた様々な取組を行う上で必要な資金を円滑に調達できるようにしていくことが必要です。
- ・このためには、先の臨時国会において改正された「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」（投資円滑化法）に基づき、農業法人に対する出資等の拡充を図り、その財務基盤の強化を図る必要があります。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

農業法人に対する出資等による支援

意欲ある農業法人の財務基盤の強化や経営展開を支援するため、投資円滑化法に基づき農業法人に対する投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合の出資原資を株式会社日本政策金融公庫から出資します。

[お問い合わせ先：経営局金融調整課 （03-6744-2167）]